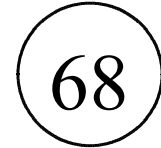


令和2年度「学校いじめ防止基本方針」

学 校 名	福岡県立 伝習館高等 学校
課程又は 教育部門	全日制課程

学校番号



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応しなければならない。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにいじめの防止等の対策を行う。さらに、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを最優先とし、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分理解させたうえで、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。

このため、学校の教育活動全体を通じ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。加えて、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりも重要である。

また、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを容認するものと生徒に受け止められ、いじめを助長したり、被害者に教職員に相談することをためらわせたりしかねない。全ての教職員が、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応が行えるようになり、指導の在り方に細心の注意を払うことが重要である。

そして、全校集会やホームルーム活動などで教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくなど、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。また、生徒会を中心として、生徒自らがいじめの問題について学び、生徒が主体的に考

え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

発達障がいや性同一障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。また、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員が正しく理解し、学校全体で必要な対応について周知する。

日常生活において生徒は、様々なストレスに囲まれている。居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、全ての生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれ、自己有用感や自己肯定感を感じられることができれば、いたずらにストレスにとらわれることは減る。

ストレスを生まない学校づくりを進め、少くらのストレスがあっても負けない自信を育み、他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールできるようにすることで、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らつくりだしていく。それが、未然防止の第一歩である。

生徒にストレスをもたらす最大のストレスは、友人関係にまつわる嫌なできごと、人に負けたくないという過度の競争意識、勉強にまつわる嫌なできごとがある。そのため、次のような取り組みを行う。

(1) 授業改善

全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を行えば、いじめの防止を始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。

授業改善のためにも、公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を設け、生徒指導の観点から授業を参考にし合う。例えば、チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、授業規律を見直す。

また、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるような実践に取り組む。

(2) 集団づくり

友人関係のストレスは勉強に関するストレスとともに大きな要因であるため、友人関係、集団づくり、社会性の育成などが重要である。

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を計画的に配置し、生徒が自ら気づく・学ぶ機会を提供する。

他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自

己有用感が高められる。

他者から認めてもらえていると感じた生徒は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減り、相手のことも認めることができるようになる。全ての生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していき、己有用感を高めるとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、自己肯定感を高めることがいじめの未然防止につながる。

(3) 職員研修

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

早期発見の基本は、①生徒のささやかな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③（情報に基づき）速やかに対応すること、である。

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのためにも、日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するなど、今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきたことを、意図的に行う、積極的に活用していくことが大切である。

なお、早期発見のための無記名アンケートは、被害者や加害者を特定することが目的ではない。誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するために無記名アンケートを実施する。記名式であるがゆえに本当のことがいえなかった場合もある。国立教育政策研究所の追跡調査からは、3年間（小4から小6、中1から中3）で6回の調査の間に8割以上の児童生徒が被害者や加害者になることが分かっている。大半の生徒が被害者にも加害者にもなりうる実態がある以上、教師の気づかない潜在的ないじめがどの程度起きているのかを把握できれば十分である。いじめの被害者・加害者は大きく入れ替わるので、被害者や加害者になりそうな生徒を発見して対応しようとするよりも、全ての生徒を対象とした取組を行い、いじめが起きにくい学校や学年の雰囲気をつくる方策を考えることが重要である。

(2) いじめの早期発見のための措置

定期的な「学校生活アンケート」「いじめに関するアンケート（無記名）」「学校生活満足度調査」の実施や「二者面談」「教育相談」の開催、「相談箱」を活用することにより、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、「保護者用チェックリス

ト」「三者面談」を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

アンケート等の結果については、各学年の担当者が分析し、学年会やいじめ対策委員会等で情報を共有するとともに、必要に応じて点検し見直す。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知する。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、登下校時の様子、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、学級日誌等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに「いじめ対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」 5 頁）

インターネット上のいじめは、外部から見えにくく匿名性が高い性質を有するため、迅速かつ適切に対応する。

また、いじめの被害にあっても表出できない生徒がいる可能性を常に考え、小さな変化を見逃さないよう心掛ける。

これらの対応については、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たり、学校いじめ防止基本方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじ

めの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめ（疑いを含む）の発見・通報・相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務に優先して生徒指導主事及び管理職に報告する。当該情報を管理職から責任を持って県教育委員会に報告（電話で第一報）するとともに、「いじめ対策委員会」を開く。その後は、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認内容など職員の情報共有の対応を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡する。また、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底的に守り通す。

学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（３）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じて、被害生徒の心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を行うことも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を行う際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去ではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい人間関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者におい

てもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して校長が判断するものとする。いじめの解消は、いじめ対策委員会での会議により校長が判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

① 重大事態の意味について

生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安（年間30日）にかかわらず、学校長の判断により迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

さらに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて福岡県知事に、事態発生について報告する。

③ 調査を行うための組織について

調査については、学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合が考えられるため、県教育委員会の指導や人的措置も含めた支援に従う。学校が主体となっていく場合は、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を組織に加える。

組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落

ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

⑤ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に視する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。背景調査に当たっては、以下の事項に留意のうえ実施する。

- 遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進め、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

(2) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのよう

な態様であったか、学校がどのように対応したか) について、いじめを受けた生徒や保護者に対し説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。また、加害生徒に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害生徒・保護者の同意を得て行う。その際、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

② 調査結果の報告

調査結果については、今後の同種の事態防止策とともに県教育委員会を通じて福岡県知事に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて福岡県知事に送付する。

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能を持つ。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ⑤ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃

から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

- ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。そこで、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の複数回実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標達成状況を評価する。また、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。